

山城第2組監査委員に関する内規

(任 務)

1. 監査委員は、毎年組の会計の歳入及び歳出の決算を監査し、組会及び組門徒会に報告する。

(定数及び選出)

2. 監査委員は、組会から選出した者1名、組門徒会から選出した者1名の計2名とする。

(任 期)

3. 監査委員の任期は3会計年度とする。ただし、再任を妨げない。
4. 監査委員は、任期が終了しても、後任者が就任するまで在任する。

(補 充)

5. 組会選出の監査委員が欠けたときは、正副組長及び組委員が選出し補充する。ただし、次の組会の承認を得なければならない。
6. 組門徒会選出の監査委員が欠けたときは、組門徒会役員が選出し補充する。ただし、次の組門徒会の承認を得なければならない。
7. 補充による監査委員の任期は、前任者の残任期間とする。

<備考> 平成11年8月1日総会にて承認

平成26年9月5日総会にて一部改正